

## 第11節 土地利用対策

交通の過度な集中による自動車交通公害、人口の集中、市街地の無秩序な拡大等に伴う自然浄化機能の低下による汚濁負荷の増大など、不適正な土地利用は、様々な公害を引き起こすおそれがある。このため、発生源に対する規制や公害防止施設の整備改善のみならず、公害の未然防止、良好な生活環境の保全等の観点から適切な土地利用対策が不可欠である。

本県の土地利用においては、今後、社会経済諸活動の成熟化等に伴い、全体としては土地利用転換圧力が低下するものと見通されるものの、当地域が自然的、経済的条件に恵まれ、人口、産業等の高度集積地域であることから、農用地や森林の住宅等への転換が進んでいくことが見込まれる。このようなことから、今後、当地域の土地利用に当たっては、「兵庫県国土利用計画」、「兵庫県土地利用基本計画」、「ひょうご都市整備基本方針」等県土の利用について定めた基本方針に沿って、各種土地利用関係法令等の的確な運用を図り、適正かつ合理的な土地利用に努めるとともに、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、適切な土地対策を講ずる。

### 1 土地利用の規制・誘導

#### (1) 市街化区域における対策

市街化区域は、計画的に市街化を図るべき区域であることにかんがみ、住宅地、商業地及び工業地を適正に配置し、用途地域の効果的な運用により土地利用の純化を図り、住工混在化等に起因する公害の防止に努める。

特に住宅系地域については、公害の防止を図り、緑豊かな安全かつ良好な住環境に資するため、下水道、公園・緑地等の都市施設の整備充実を図る。

#### (2) 市街化調整区域における対策

市街化調整区域は、原則的に市街化を抑制すべきことにかんがみ、開発許可制度等の運用に当たっては、内陸部などに残されている優良農地や緑豊かな丘陵が無秩序な開発によって蚕食されることのないよう、自然環境の保全に十分配慮する。

また、集落及びその周辺区域の土地利用を整理し、環境の保全が図られるよう、市町及び住民組織が策定する土地利用計画に基づく開発許可制度等の運用を図る。

#### (3) 工場の集団化

住工混在地区における工場の集団化・移転については、主に中小企業の工場等の集団化事業を西宮浜等で実施しており、公害防止等に寄与してきた。今後も引き続きこれらを促進するとともに、環境事業団の建設譲渡事業及び資金貸付事業の活用、中小企業事業団の活用等により、産業の適正配置を促進し、生産環境と生活環境の調和した土地利用を進める。

## 2 自動車交通公害対策としての土地利用

### (1) 幹線道路沿道等における土地利用の適正化

交通量の多い主要幹線道路や鉄軌道沿いは、原則として住居専用地域の指定を行わないものとし、交通量の多い交差点では、土地利用計画と整合を図り用途地域を指定するなど、沿道の土地利用の適正化に努める。

また、国道43号及び阪神高速3号神戸線については、沿道の土地利用の適正化、合理的な整備誘導を目的とした幹線道路の沿道整備に関する法律に基づき沿道地区計画の推進を図る。

### (2) コンパクトな市街地形成や都市機能配置の適正化

都市計画などを通じて、県民がマイカーに依存する度合いを減らすため、自転車道や公共交通機関の拡充、パーク・アンド・ライド施設の整備、さらには職住近接型・買物等利便型などの“人間サイズのまちづくり”、“環境にやさしいまちづくり”を進める。

### (3) 都市構造や住環境の保全に配慮した土地利用の適正化

幹線道路沿道地域のうち、都市構造上、業務の利便の増進を図ることが適当な地域においては、中心商業地との連続性や既成市街地周辺部における拠点性に配慮した土地利用を図り、商業・業務機能の適正な配置を誘導する。

また、後背地が住宅地である地域においては、後背地への緩衝帯及び生活利便施設整備を考慮した土地利用を図るとともに、自動車交通量の多い幹線道路に面した地域にあっては、特別用途地区や地区計画によって適切に土地利用を誘導し、道路交通騒音等に係る環境の保全を図る。

## 3 航空機騒音防止対策としての土地利用

大阪国際空港周辺の土地利用については、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止に関する法律に基づく周辺整備計画を進める。

## 4 港湾埋立地の利用

尼崎西宮芦屋港、神戸港、姫路港等における港湾埋立地については、埠頭用地及び港湾関連用地のほか、背後市街地における生活環境改善のための都市再開発用地、下水処理場や公園等の都市機能用地や中小企業移転用地等を確保するなど質の高い港湾空間の形成を図る。

## 5 緑化の推進

緑地は公害対策上、非常に有効であるため、緩衝緑地としての機能を持つ既存農地、

林地の確保、公園緑地等の整備を促進する。

また、環境の保全と創造に関する条例に基づき、道路、学校、官公庁、工場等における敷地や屋上等の緑化を推進する。

さらに、産業構造の変化等によって遊休地化した工場跡地等を、水と緑豊かな環境に回復・創造し、ゆとりと潤いに満ちた快適な生活環境を創出するとともに、環境関連産業の集積による地域経済の活性化を図る「尼崎21世紀の森」を推進する。